

西宮市市民農園設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 西宮市民が土に親しむ機会を設け併せて農作業を通して農業に対する理解と認識を深め、健康でゆとりのある市民生活を営み地域住民との連帯を強めるため、西宮市市民農園（以下「農園」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(農園の定義等)

第2条 農園に供する面積はおおむね 35,000 m² (1,000 区画) 程度とする。

2 一農園規模はおおむね 700 m²程度 (20 区画) 以上とする。

3 農園に供する土地は西宮市と土地所有者とが土地使用貸借契約を締結した土地とする。

(契約期間等)

第3条 契約期間は市街化区域農地で生産緑地地区指定を受けていない場合についてはおおむね 6 年程度とする。

2 前項の場合土地使用貸借契約は原則として更新しない。

3 本条第1項以外の土地を使用貸借する場合の契約期間は 6 年以上とする。

(契約の解除)

第4条 第2条第3項の規定により締結された契約期間については解除することができない。ただし、土地所有者が死亡した場合にはこの限りではない。

(公租公課)

第5条 固定資産税および都市計画税については土地使用貸借期間中に到来する納期限に係る納付額の全額を免除するものとする。

(農園の設置の申込み)

第6条 土地を農園として西宮市に貸与しようとする場合、土地所有者は、相当の期間をもって西宮市長に申込まなければならない。

(農園の管理運営)

第7条 西宮市長は農園の管理及び運営を西宮市都市農業推進協議会に委託する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項はその都度関係者が協議して定める。

付 則

この要綱は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 12 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。